

環境影響評価手続等の状況

(1) 環境影響評価手続の状況

環境影響評価の手続の状況は、別添表-1 に示すとおりである。

別添表-1 環境影響評価の手続の状況

環境影響評価の手続	提出年月日	備考
環境影響評価書	平成 25 年 1 月 15 日	
工事着手届（着工届）	平成 25 年 11 月 1 日	
事後調査計画書	平成 25 年 11 月 1 日	
変更届	平成 26 年 11 月 17 日	工事工程の変更
事後調査報告書（工事の施行中その 1）	平成 27 年 1 月 20 日	騒音・振動、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、環境保全のための措置（大気汚染、電波障害）、その他（土壌汚染、史跡・文化財）
変更届	平成 27 年 7 月 17 日	施工計画の変更
事後調査報告書（工事の施行中その 2）	平成 30 年 6 月 29 日	大気汚染、騒音・振動、地盤、地形・地質、水循環、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、環境保全のための措置（電波障害）、その他（土壌汚染、史跡・文化財）
変更届	令和元年 10 月 31 日	工事工程の変更

(2) 許認可の状況

本事業に係る許認可の状況は、別添表-2 に示すとおりである。

別添表-2 本事業に係る許認可の状況

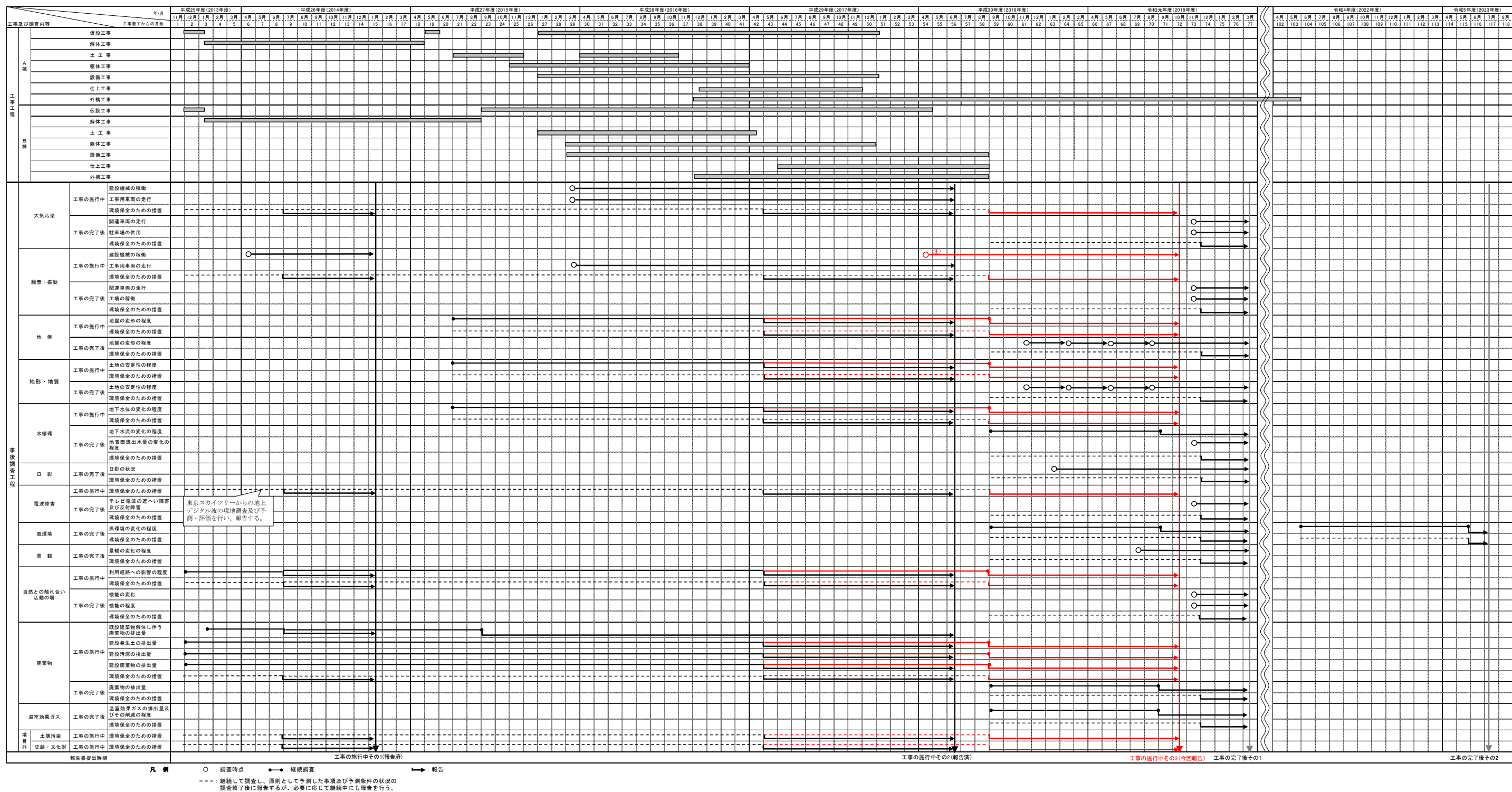
許認可等	根拠法令	期 日
建築物の確認	建築基準法 第 6 条第 1 項 または 第 6 条の 2	平成 27 年 4 月 6 日（A 棟） 平成 27 年 8 月 26 日（B 棟）
地区計画	都市計画法 第 12 条の四（地区計画の都市計画決定） 都市計画法 第 12 条の五第 3 項（再開発等促進区の都市計画決定） 都市計画法 第 58 条の二第 1 項（地区計画区域内の行為の届出） 建築基準法 第 68 条の三（再開発等促進区域内の容積認定）	平成 24 年 10 月 2 日
第一種市街地再開発事業	都市計画法 第 12 条第 1 項第 4 号（市街地再開発事業の都市計画決定） 都市計画法 第 59 条第 4 項（事業認可） 都市再開発法 第 11 条第 1 項及び第 5 項（組合設立認可、事業認可）	平成 24 年 12 月 10 日 平成 25 年 7 月 31 日

(3) 工事及び事後調査の進捗状況

工事工程及び事後調査の工程は、別添表-3 に示すとおりである。

今回、地盤、地形・地質、水循環、自然との触れ合い活動の場、廃棄物に関する事後調査を実施し、これら以外の項目と併せて当調査報告にとりまとめた。

別添表-3 事後調査のスケジュール



注) 事後調査計画書で計画していないが、変更届(平成27年7月提出)において工事終盤時の外構工事にジャイアントブレーカーを使用する計画となり、騒音・振動が大きくなることが予想されたため、影響把握のため現地調査を実施した(調査結果は資料編参照)。

